

災害時における災害廃棄物の処理等に係る相互応援に関する協定

全国産業資源循環連合会 関東地域協議会（1都7県の協会で組織）の各都県協会では、各都県との災害廃棄物の処理に関する協定に基づき、災害発生時に都県からの協力要請に応じられるよう、事前の備えや初動対応等について体制整備を進めているところです。

激甚化する大規模・広域災害時においても、関東地域での連携を図り、迅速・適正、かつ、資源再生も念頭に置きつつ効率的な災害廃棄物処理を行うために、相互応援について協議を進めて参りましたが、今般、環境省関東地方環境事務所立ち合いのもと、相互応援に関する協定を締結しました。

この協定は災害廃棄物の処理等について、各都県協会のみでは十分な対応が困難な場合において、各都県協会の連携と協力のもと相互応援するために必要な事項（仮置場の管理・運営等の応援内容、応援要請手続き、実施報告、経費負担、行政機関との連携等）を定めたものです。

<応援内容のポイント>

- ・災害廃棄物処理に係る人員、車両、資機材の調達
- ・災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分（再生を含む）
- ・仮置場の管理・運営

【協定締結日】

令和5年6月30日

【協定締結協会】

茨城県産業資源循環協会、栃木県産業資源循環協会、群馬県環境資源創生協会、埼玉県環境産業振興協会、千葉県産業資源循環協会、東京都産業資源循環協会、神奈川県産業資源循環協会、山梨県産業資源循環協会

【立ち合い】

環境省関東地方環境事務所

